

<消費者トラブル最新情報>

1. お米の詐欺サイトが出没中！価格が不自然に安いなど怪しいサイトにはご注意！



◆◆◆相談事例◆◆◆

◎ネット通販で米を購入したが、詐欺サイトだったかもしれない

インターネット検索でヒットしたサイトで、国産米で1個あたり4,250円が割引価格で1,275円と書かれていた。米10キロを2個購入し、送料込みで4,050円をクレジットカード決済した。注文完了メールが届かない為不安に思い、インターネットの口コミを探したところ、詐欺サイトだという情報があった。サイトに記載の電話番号に電話してみたが、使われていないとのことだった。クレジットカード会社に電話で連絡し、カード利用停止を行ったが、他にどうすればよいか。

(2025年4月受付 20歳代 男性)

◎通販サイトで米をカード決済で購入したが連絡が取れず、住所は無関係の店のものだった

お米の通販サイトを見つけ、クレジットカード決済をした。確認メールが来なかったので不審に思い、キャンセルしようとしたが手続きができず、メールも返事がない状況となった。電話も繋がらず、住所は無関係の店のものだと分かり詐欺だと思った。クレジットカード会社に連絡をしてカード利用停止を行ったが、クレジットカード情報の悪用が心配である。

(2025年4月受付 50歳代 男性)



◎広告に表示された通販サイトで米を注文したが、サングラスの領収書が届いた

夫が、画像投稿アプリに表示された広告からお米を注文した。代金3,899円をクレジットカード決済すると、本人確認を要求するメールが届いた。記載の代金と同じ3,899円だったので、お米の購入手続きだと思ってボタンをクリックしたところ、購入商品がサングラスとなっている領収書がメールで届いた。クレジットカードの利用明細を確認したところ、3,899円を海外で利用した履歴が残っている。クレジットカード会社に連絡をしてカード利用停止を行った。お米もサングラスも届いていないが、どうすればいいだろうか。

(2025年4月受付 50歳代 女性)



◆◆◆消費者へのアドバイス◆◆◆

◎こんなサイトには要注意！当てはまる場合にはご注意ください

米の価格高騰に便乗した詐欺サイトに関する相談が複数寄せられています。注文前にサイトの事業者情報を確認し、チェックすることが大切です。サイトに表示されている事業者の名称、住所、電話番号などの連絡先をインターネット検索で調べるなどして、不審な表示がないかよく確認をしましょう。事業者の連絡先が明確に表記されていなかったり、無関係の事業者情報などの嘘の情報が記載されていたりするサイトは利用してはいけません。「会社概要」や「お問い合わせ」、「特定商取引法に基づく表記」のページをよく確認しましょう。

【チェックリスト】

- ・サイト内の日本語が正しく表記されていない
- ・価格が通常より不自然に安い
- ・サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない
- ・事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
- ・問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- ・問い合わせ先の電話番号が通じない



◎お米の詐欺サイトのトラブルに遭ってしまったら

注文したお米が届かなかったり、お米以外の荷物が届いたりしたなど、トラブルに遭ってしまった場合には、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。サイト上でクレジットカード情報を入力した場合には、クレジットカード会社にも連絡しましょう。

＊お米の詐欺サイトにご注意！[PDF 形式](346KB) ↓

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20250520_1lf.pdf



※また、海外事業者とのトラブルについては、**国民生活センター越境消費者センター (Cross-border Consumer center Japan:CCJ)**でも相談を受け付けています。インターネット通販で利用したサイトの業者情報を確認し、それが海外の事業者であった場合は CCJ をご利用ください。



＊消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

*越境消費者センター(Cross-border Consumer center Japan:CCJ)

海外の事業者との間での取引でトラブルにあった消費者のためのオンラインの相談窓口です。
(出典)独立行政法人国民生活センターHP[2025 年5月20日:公表]



〈消費者トラブル最新情報〉

2. 太陽光発電システムの点検商法が急増！－「点検が義務化された」などと言われても、安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう－

全国の消費生活センターには、「事業者から太陽光発電設備の点検は義務化されていると言われたが、本当か」「太陽光パネルの無料点検をすると電話があり、点検したら高額な契約を勧誘された」など、「点検が義務化された」などと言われて太陽光発電システムの無料点検を勧められたり、点検を受けた結果、太陽光パネルの洗浄等の契約を迫られたという相談が増えています。

太陽光発電システムは、電気事業法や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)等の関係法令に沿って適切に維持管理することが求められますが、点検義務の対象になるかは、再エネ特措法に基づく FIT 制度・FIP 制度の利用の有無や出力等により異なります。太陽光発電システムを効率的に、また安全に利用するためには、定期的な点検を行うことが重要ですが、「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応する必要があります。

また、東京都では 2025 年 4 月から、都内に一定以上の新築住宅等を供給するトップランナー等事業者を対象に太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度がスタートするなど、今後、太陽光発電システムがさらに身近なものになっていくものと考えられます。そこで、このような消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、消費者に注意喚起します。

◆◆◆相談事例◆◆◆

◎「太陽光パネルの点検が義務化された」と言われ、洗浄とコーティング契約をしたが、娘はだまされていると言う。業者の説明はウソか

突然、事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている。」などと説明された。後日、事業者が改めてやってきてドローンを飛ばして点検した。事業者は「パネルをサーモモニターで確認したところ赤くなっているので、今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約 40 万円の契約をした。ネットで調べた娘から、だまされているので解約をするように言われた。事業者の説明が虚偽なら解約したい。

(2024 年 12 月受付 80 歳代 女性)



◆◆◆消費者へのアドバイス◆◆◆

- ・事業者から「点検が義務化された」などと言われても安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう。
- ・太陽光発電システムの点検やメンテナンスの契約をする場合は、その場で契約せずに複数社から見積もりを取り検討しましょう。
- ・不安に思った場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。



＊消費者ホットライン「188(いやや!)」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

◆◆◆要望◆◆◆

太陽光発電システムの点検商法に係るトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられていることから、太陽光発電システムの保守点検に係る消費者への情報提供をさらに強化するとともに、消費者が安心して点検を受けることができるよう、相談窓口の整備など、環境づくりに向けて取り組むことを要望しました。

◇一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)

◇一般社団法人日本電機工業会(JEMA)

＊太陽光発電システムの点検商法が急増！[PDF形式](827KB) ↓

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20250604_1lf.pdf

◆◆◆要望先の対応 ※2025年6月5日 追加◆◆◆

本件の要望先である一般社団法人太陽光発電協会から、太陽光発電設備の点検に関する注意喚起とともに、点検に関するQ&Aが掲載されています。

＊住宅用太陽光発電設備の点検の勧誘にご注意ください(一般社団法人太陽光発電協会)

<https://www.jpea.gr.jp/news/21905/>



[報告書本文] 太陽光発電システムの点検商法が急増！－「点検が義務化された」などと言われても、安易に契約せず、まずは点検の要否を確認しましょう－[PDF形式](753KB)

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20250604_1.pdf

(出典)独立行政法人国民生活センターHP[2025年6月4日:公表、6月5日:更新]

〈各種講座のお知らせ〉

『出張講座』消費者被害防止と金融金銭教育

・7月10日(木)10:40～12:15 駒込小学校



『出前講座』金融金銭教育講座

・7月25日(金)10:00～11:30 区民ひろば朋有

・7月28日(月)14:00～15:30 区民ひろば要

・7月29日(火)10:30～11:30 東池袋フレイル対策センター



※申込み・問合せについては、直接会場へ。詳細はこちら↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270953.html>



『消費生活講座』サステナブル食育講座

「夏休み親子で作ろう!!地球にやさしいナン作りにチャレンジ!!」

・7月31日(木)13:00～15:30 区民センター

※詳細はこちら↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/2005270958.html>

豊島区在住・在勤・在学の方の商品の購入や契約のトラブルなど、消費生活に関する相談は「豊島区消費生活センター」で受け付けています。

【相談専用電話】

局番なし 188(全国共通ダイヤル)

03-3984-5515(豊島区消費生活センター)

詳細はこちら↓

<https://www.city.toshima.lg.jp/124/kurashi/shohi/center/021970.html>

●発行・問い合わせ先: 豊島区産業振興課消費生活グループ TEL:03-4566-2416

